

はしがき

2017年の民法改正に法制審議会民法（債権関係）の委員や幹事として携わった我々編者は、5年余にわたり議論を積み重ねて出来上がった改正に、複雑な思いを懐いていた。

明治の立法以来の100年以上の判例・学説の蓄積を踏まえつつ、それに囚われることなく現代社会の要請にどう応えるかは、適切な答えを見つめるのが困難な課題であり、この課題に専門家として取り組む機会を得たことに、我々は誇りと自負を感じている。しかし、一方で、立法がいろいろな意味でまさしく妥協の結果であることも感じた。限りのある時間内に意見の一致を見出すために宿題が残ることを意識しつつ案を了承したこともあった。また、議論を重ねても意見の対立が解消できなかった問題については、重要な問題であると分かりながら立法提案に結実しないものが少なくなかった。

法律文化社の秋山泰さんから改正民法についての本書の企画を打診された我々編者は、こうした思いから、何度か議論を重ねて、次のような基本方針を置くことにした。改正そのものを正確に理解してもらうように努めることが肝心であるのは当然であるが、同時に、改正に直接的には結び付かなかった議論をも整理し、今後の議論に活かしていくことも極めて重要である、と考えたからである。

債権法（総則を含む）の改正箇所を中心とした実務上・学習上不足のない注釈書とし、新旧条文の対照と改正理由を簡潔に解説し、旧規定や従来の判例準則・学説状況との異同を明らかにする。また、改正の背景となる社会状況や採用されなかった改正案にも配慮し、改正を肯定的に解説するにとどまらず、批判的な視点も入れ、今後の実務の運用指針を示す。

さらに、改正法の注釈であることを重視し、次のようなことをも定めた。

- ①改正箇所を中心とした注釈とし、改正のない条項については解説を省くが、読者の便宜を考慮し、改正のない条文も掲載する。
- ②前注で当該制度の全体像を示し、解説を割愛した部分の補充をする。
- ③注釈において特別法ないし関連法令についての解説は原則不要とするが、執行・倒産法制、民事訴訟法、債権譲渡担保法制、消費者契約法などへの影響をはじめ、重要と解される他の法領域への影響については、言及することとする。
- ④ある条文につき、改正になった箇所と改正議論はあったが改正が見送られた箇所とがある場合には、後者については、当該条文の解説本文内で言及することとする。改正の議論にのったが改正に至らなかった条文（規律）——中間試案段階では新たな規律

の新設が目指されたが、答申と法案では見送りとなったもの。たとえば、事情変更の法理や不安の抗弁権など——については、別途、後注を設けて取り扱うこととする（なお、改正の概要や当該制度の全体を概観する部分は、注釈書の多くの例にならって前注で扱った）。

執筆者各位におかれては、このような本書の趣旨に理解と賛同をいただき、たいへん困難な状況の中で、執筆を快くお引き受けいただいた。ただ、法案が国会に提出されてから可決されるまでに約2年が経過し、改正民法が施行されるまで約3年の期間があり、法制審議会の答申から5年の時間が経過した。この間に、本書の執筆時期も当初案からの仕切り直しを余儀なくされた。企画を立ち上げた秋山さんが退社され、編集担当は、小西英央さんと梶原有美子さんに引き継がれた。

また、債権関係の改正に続いて、成年年齢関連の改正（平成30年法律第59号）、相続法関連の改正（平成30年法律第72号）、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正に関する法律（令和元年法律第15号）および特別養子となる者の年齢に関する改正（令和元年法律第34号）と民法関係の改正が相次いだ。執筆者各位には、日々の教育・研究や実務においてこうした改正にも対応しつつ、次第に増えていく解説書や論文をも踏まえた骨の折れる原稿をまとめていただくことになった。さらに、小西さんと梶原さんには、通常の本にはないご負担をおかけした。

その甲斐あって、本書を改正民法の施行にさほど遅れることなく出版することができた。内容的にも、企画の趣旨を十分に活かした他に類書のない注釈書となった。皆さんのご尽力に厚く御礼を申し上げるとともに、本書が、期待したように活用されることを心から願う。

2020年6月

編者 松岡 久和
松本 恒雄
鹿野菜穂子
中井 康之